

## 電気事業法に基づく技術基準の解釈の改正要望及び引用要望について

平成16年11月10日  
日電規委16第025号  
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、電気事業法に基づく技術基準の解釈の改正要望及び解釈に引用を要望する規格案を審議・評価し、経済産業省原子力安全・保安院に提出することを予定しておりますのでお知らせいたします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

### 1. 件名

- (1) 「発電用火力設備の技術基準の解釈」の改正要望案
- (2) 日本電気技術規格委員会規格「特別高圧電路のその他のトンネル内の施設」の策定と「電気設備の技術基準の解釈第143条（その他のトンネル内電線路の施設）」への引用要望について

### 2. 案件の趣旨・目的，内容等

#### (1) 「発電用火力設備の技術基準の解釈」の改正要望

##### a. 改正要望案を策定した委員会

(社)日本電気協会の火力専門部会

##### b. 改正要望の内容等

現行の「発電用火力設備に関する技術基準の解釈」(以下、「火技解釈」という)の規定のうち19ヶ条について、日本工業規格他との整合を図ること等により、合理的な規定とすべく見直しを行った結果、主に下記の事項について改正要望を行うとします。

##### (a) ボイラー等及びその附属設備

火技解釈で規定される材料として、SBV2J1及びSFBV2J1の追加，火SFVAF28, 火STPA28, 火SCMV28の肉厚による許容応力の分別，STBA23, STBA24における電気抵抗溶接管の採用及び火STBA24E-Gの廃止，日本工業規格 JIS B 8265の改定により引用するJIS年度を変更する。

本文では，日本工業規格 JIS B 8283が廃止されたため，類似内容のJIS B 8280に引用変更，また，日本工業規格 JIS B 8265等最新版を引用するように変更する。

(解釈8ヶ条)

##### (b) 燃料電池設備

日本工業規格 JIS B 8265の改定により引用するJIS年度を変更する。

(解釈1ヶ条)

(c) 液化ガス設備

球形ガスホルダー指針，LNG地上式貯槽指針及び地下式貯槽指針の改定に伴い，引用する年度他の改正をする。また，日本工業規格 JIS B 8270の廃止に伴い引用先の変更，日本工業規格 JIS B 8271，8275の廃止による引用箇所の削除，日本工業規格 JIS B 8265の改定により引用するJIS年度を変更する。( 解釈 8 ヶ条)

(d) ガス化炉設備

特定設備の技術基準の解釈の改定版の引用年度の変更及び第4条改正に伴い引用している1項二号を削除する。( 解釈 2 ヶ条)

(2) 日本電気技術規格委員会規格「特別高压電線路のその他のトンネル内の施設」の策定と「電気設備の技術基準の解釈第143条(その他のトンネル内電線路の施設)」への引用要望について

a. 策定及び引用要望した委員会

( 社)日本電気協会の送電専門部会

b. 引用要望の趣旨，目的，内容等

特別高压電線を施設しようとするルートに電気設備の技術基準の解釈(以下，「電技解釈」という)第143条で規定されている「その他のトンネル」がある場合，トンネル内への地中埋設やトンネルを迂回するなどしており，建設コストが高価となります。また，万一設備破損が発生すると復旧に多大な時間と労力を要することが懸念されます。

電技解釈の第143条に規定されている「その他のトンネル」は，電技解釈第141条及び第142条に該当しないトンネルですが，一般公衆が常時通行する可能性がないという点では，電技解釈第92条第2項(高压屋側電線路の施設)の規定に準じて施設することにより特別高压電線路の施設が既に認められている電技解釈第141条と同じです。

また，現在使用している特別高压ケーブルの信頼性の向上と事故率が低下している状況からも，十分な安全性が確保できると言えます。

以上を踏まえ，電技解釈第143条に規定するその他のトンネルにおいても，電技解釈第141条と同様，電技解釈第92条第2項(高压屋側電線路の施設)の施設要件を満たすことにより，同等の安全性を確保して特別高压電線路を施設することができると判断し，電技解釈第143条の電圧制限を特別高压まで拡大することについて，当委員会規格「特別高压電線路のその他のトンネル内の施設」を策定し，経済産業省 原子力安全・保安院に引用要請しようとするものです。

3. 改正要望及び引用要望の提出予定日

平成16年12月末又はそれ以降

#### 4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行っていますので、お問い合わせ下さい。ただし、複写代及び郵送代の実費をご負担下さい。

(問い合わせ先, 意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 ((社) 日本電気協会内)

電話 : 03-3216-0553 内線252

FAX : 03-3214-6005

E-mail : staff@denki.or.jp

所在地 : 〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館4F

#### 5. 意見提出期間

受付開始日 平成16年11月10日(水)

受付終了日 平成16年12月13日(月)

#### 6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先(住所、電話番号、Fax若しくは電子メールアドレス)を明記し、書面若しくは電子メールにて提出くださるようお願いいたします。

また、頂きましたご意見等につきましては、連絡先を除きすべて公開される可能性があることをご了承下さい。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の各種技術基準の審査基準等に引用されるような民間規格・基準等を評価・承認する公正・中立な民間規格評価機関として活動しています。本公告は委員会規約に基づき上記事項を公表するものです。

上記案件が日本電気技術規格委員会において承認された場合には、経済産業省原子力安全・保安院に対して「発電用火力設備の技術基準の解釈」の改正及び「電気設備の技術基準の解釈第143条(その他のトンネル内電線路の施設)」への引用を要請する予定です。